

# 平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	6	府省庁名	金融庁総務企画局政策課
対象税目	<u>個人住民税</u> 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	NISAの更なる利用拡大に向けた利便性向上		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） NISAは、年間100万円（平成28年以降は120万円）までの上場株式等への新規投資について、その譲渡所得及び配当所得が最長5年間非課税となる措置である（平成26年1月より導入）。 NISAの導入により、個人投資家のすそ野を拡大し、家計の安定的な資産形成の支援と、経済成長に必要な成長資金の供給拡大の両立を図ることが期待されている。</p> <p>・ 特例措置の内容 NISAの更なる普及・定着を図る観点から、以下の項目について措置を講ずること。</p> <p>① NISA口座開設時の重複口座の有無の確認方法として、平成30年以降一律に個人番号のみを用いることとし、住民票の写し等の提出を不要とすること</p> <p>② 現在、NISA口座を保有している者が勘定設定期間の更新のたびに求められる重複口座の確認について、マイナンバー制度開始以降、上記①の改正を前提に、金融機関に対して個人番号の告知を行った場合には、次回以降の確認は不要とすること</p>		
関係条文	〔 地方税法附則第35条の3の2、地方税法施行令附則第18条の6の2、租税特別措置法第37条の14、租税特別措置法施行令第25条の13 〕		
減収見込額	[初年度] — ( — )	[平年度] — ( — )	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 NISAの更なる普及・定着を図る観点から、同制度の利便性の向上を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 NISAは、個人投資家のすそ野を拡大し、家計の中長期的な資産形成の支援と経済成長に必要な成長資金の供給拡大の両立を図ることを目的として、平成26年1月より導入された制度である。 NISAについては、平成27年3月末時点で約879万件の口座開設があり、総買付額は4.4兆円にのぼるなど、国民の高い関心が寄せられている。 他方、口座開設者については、中高年の投資経験者が大半を占めており、20代、30代の若年層は約1割にとどまっているなど、制度の目的である投資家のすそ野の拡大に向けて、若年層や投資未経験者層への普及が課題となっている。 こうした観点から、平成27年度の税制改正要望において、NISAの年間投資上限額の引き上げ（100万円から120万円）及び「ジュニアNISA」の創設を要望したところであるが、更なる投資を呼び込むためには、制度の拡充もさることながら、制度の利便性向上を図ることが重要であることから、上記の改正を要望するものである。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		
	ページ	6—1	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>Ⅱ－３ 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備</p> <p>「日本再興戦略」改訂 2015（抄） （平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）</p> <p>一．日本産業再興プラン</p> <p>5－2．金融・資本市場の活性化、公的・準公的資金の運用等</p> <p>③新たに講ずべき具体的施策 i) 金融・資本市場の活性化等</p> <p>⑤質の高い個人向け投資商品の提供促進及びNISA の利用拡大</p> <p><u>来年から導入されるジュニアNISA（年間投資上限額 80 万円）を含めNISA の更なる利用拡大に向けた施策を推進する。</u></p>
	政策の達成目標	個人投資家に対して、金融資本市場への適切な投資機会を提供し、家計の中長期的な資産形成の支援と経済成長に必要な成長資金の供給拡大の両立を図ること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成 26 年～同 35 年（10 年間） （非課税期間は各年 1 月 1 日から 5 年間）
	同上の期間中の達成目標	（「政策の達成目標」と同じ）
	政策目標の達成状況	平成 27 年 3 月末時点で、NISA 口座開設数は 879 万 1741 口座となっている。また、買付額は 4 兆 4109 億 8051 万円となっている。
有効性	要望の措置の適用見込み	4,582 万人（2014 年度 個人株主数の延べ人数） （出典）東京証券取引所等「2014 年度株式分布状況調査」
	要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	要望の措置は、制度の利便性向上を図り、個人投資家の証券市場への参加拡大及び長期分散投資による資産形成の促進に有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	要望の措置は、制度の利便性を向上させ、一層の普及・定着を図るものであり、妥当である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成 27 年 3 月末時点で、NISA 口座開設数は 879 万 1741 口座となっている。また、買付額は 4 兆 4109 億 8051 万円となっている。</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>平成 27 年 3 月末時点で、NISA 口座開設数は 879 万 1741 口座となっている。また、買付額は 4 兆 4109 億 8051 万円となっている。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>個人投資家に対して、金融資本市場への適切な投資機会を提供すること。若年層への投資機会を促すこと。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>上記のとおり、平成 27 年 3 月末時点で、NISA 口座開設数は 879 万 1741 口座、また、買付額は 4 兆 4109 億 8051 万円となっており、着実に普及・定着が進んでいる。今後、制度の利便性向上を図ることにより、更なる普及・定着を目指す。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 21 年度改正 NISA の創設</li> <li>・平成 22 年度改正 NISA の法制化</li> <li>・平成 23 年度改正 NISA の利便性の向上・事務手続の簡素化</li> <li>・平成 24 年度改正 NISA の利便性の向上・事務手続の簡素化</li> <li>・平成 25 年度改正 NISA の恒久化等</li> <li>・平成 26 年度改正 NISA の利便性向上</li> <li>・平成 27 年度改正 ジュニア NISA の創設等</li> </ul>
<p>ページ</p>	<p>6—3</p>